

令和3年第7回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（17名）

2番	佐々木	孝二	3番	小川	正文
4番	伊東	温子	5番	齋藤	聡
6番	齋藤	進	7番	森	鉄也
8番	渋谷	正敏	9番	佐藤	直哉
10番	宮崎	信一	11番	佐藤	治一
12番	佐々木	正勝	13番	佐々木	春男
14番	佐々木	敏春	15番	伊藤	竹文
16番	佐藤	文昭	17番	菊地	衛
18番	佐藤	元			

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田克浩 次長 須田益巳
 班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上 司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	加藤十二	会計管理者	須田 徹
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤 稔
まちづくり推進課長	加藤 潤	生活環境課長	佐々木宏和
健康推進課長	齋藤晴美	福祉課長	佐々木美佳
子育て支援課長	齋藤和也	農林水産課長	佐藤孝司

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

第1 議案第91号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお本日、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めておりますので、ご確認をお願いいたします。

ただいまの件について、本日9時半から議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） それでは、改めましておはようございます。

本日8日午前9時30分より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の追加議案について協議をしておりますのでご報告いたします。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。追加議案は1件であります。議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

議案第91号については、灯油購入費等助成事業の追加助成、対象者を市民税非課税世帯とすること、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による子育て世帯への臨時特別給付金5万円の年内支給に対する事案であります。

議案説明の後、本日配付の議案付託表、令和3年12月8日（案）にありますように、一般会計予算特別委員会への付託を予定しております。

なお、会期に変更はありませんが、お配りの令和3年12月8日付会期日程のとおり、会期の日程内容のうち、本日、追加議案説明を入れたことをご確認ください。

また、申し合わせにより、付託予定委員会以外の方になりますけれども、追加議案の質疑につい

ては通告無しでも受け付けることといたします。

以上でご報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。
朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めましておはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨について申し上げます。

議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,099万5,000円を追加し、総額をそれぞれ165億674万5,000円とするものであります。

補正の内容は、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策、これが閣議決定されたことを受けて実施する令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業のうち、先行給付部分に係る給付事業費を追加するほか、今定例会に提出いたしておりました議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）に計上している灯油購入費等助成事業の対象を非課税世帯の全てに拡大するための予算を追加するものであります。

歳入では、民生費国庫補助金に子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億5,528万9,000円を追加しております。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉総務費に灯油購入費等助成金550万円を追加するほか、同じく民生費に子育て世帯等臨時特別支援事業費を新設し、子育て世帯への臨時特別給付金1億5,470万円を追加しております。

以上が議案の要旨であります。

補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから担当部長の補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について補足説明をいたします。

初めに、歳出について説明いたします。

補正予算書の7ページをお開きください。資料は灯油購入費等助成事業と書かれたA4、一枚物をご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、議案第84号中、同款項目におきまして灯油購入費等助成事業に係る経費として補正計上しておりましたが、12月県議会に追加提案されている灯油購入費緊急助成事業補正予算の補助要件に合わせ、当初市において住民税非課税世帯のうち、生活保護世帯、高齢者

世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、寡婦世帯等としていた交付対象者を、全ての住民税非課税世帯に拡大するものであります。

対象者増による事務費として、3款1項1目10節消耗品費に1万円、11節通信運搬費に19万6,000円、事業費として19節扶助費に非課税世帯550世帯への助成金550万円を増額補正するものです。

同じく補正予算7ページの下の方になります。3款2項6目子育て世帯臨時特別支援事業です。これは新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時特別給付金を支給することが閣議決定され、これを受け、子育て世帯に対し適切な配慮を行うことを目的に支給するもので、補助率は10分の10となります。

参考資料3と書かれたカラーの資料をご覧ください。

支給の対象となる児童は、一つ目として、今年の9月分の児童手当の支給対象となる児童、二つ目として、9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童のうち、保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等以下の場合、三つ目として、今年の10月1日から来年3月31日まで生まれた児童手当の支給対象児童が対象となります。支給対象者は、児童手当と同様、保護者等のうち、所得の高い方に支払われます。

本来、この臨時特別給付の事業は、対象児童1人当たり10万円ですが、今回はそのうち5万円の現金を先行給付として支給することになります。支給時期については、児童手当の受給者については申請が必要ありませんので、予算可決後、速やかに児童手当の受給口座に振り込む予定としております。その他の公務員や末のお子さんが高校生である場合及び10月1日以降の新生児については、申請が必要となりますので、申請を受付次第、随時支給とすることとしております。

なお、残りの5万円分につきましては、国において現在協議中でありますので、詳細について今後国から正式に発表され次第、実施することとなります。そのため、予算措置については、改めて協議していただく予定となります。

資料は、先行給付金と書かれたA4版、一枚物をご覧ください。3款2項6目子育て世帯臨時特別支給事業費、にかほ市において9月分児童手当の対象となる児童数が2,005人、公務員の児童分が400人、新生児分として25人、高校生分の664人分を合わせた3,094人分を見込んでおります。

11節役務費は、支給対象者に対する通知の郵送料及び振込手数料として、通信運搬費18万3,000円と手数料23万9,000円を、12節委託料は、子育て世帯への臨時特別給付金システム改修委託料16万7,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金分として1億5,470万円は、児童1人当たり5万円の3,094人分を増額補正するものです。

歳入についてです。補正予算書の6ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億5,528万9,000円は、補助率10分の10、事務費を含む歳出と同額を見込んでおります。

18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金570万6,000円の増額は、歳入歳出予算の調整により増額するものです。繰り入れ後の財政調整基金残高は25億7,405万7,000円となります。

補足説明については以上です。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） 14番佐々木敏春でございます。4項目にわたりまして質問をさせていただきます。

初めに、松枯れ対策についてでございます。

これは近年、松くい虫被害と思われる松枯れが目立ってきております。危険木としての対処と防除対策の強化が必要と思っておりますので、市の実態をお聞きいたします。

小砂川地区の海岸沿いの松枯れが目につきますが、松枯れ被害の状況はどのような実態か。また、松くい虫対策の現状はどのようなになっているかについてお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、14番佐々木敏春議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず一番最初の1番の(1)松枯れ対策についての現状ですが、松くい虫被害、これについては由利地域における被害量は、近年、微増傾向となっております。被害のほとんどは、海岸の松林で発生しているという状況にあります。

にかほ市でも同じく海岸の松林を中心に増えている状況にあります。松くい虫対策としては、公益性の高い松林に対し、県及び市で薬剤の地上散布、あるいは無人ヘリによる散布等の防除を実施しており、枯れ死した木については伐採処理を行っているという状況にあります。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 松枯れは微増の状態にあるというご認識のようでございますけれども、実際、にかほ市における被害箇所、これがどの辺に見受けられまして、また、公益性の高い松林については防除対策の対象にするという、こういうご答弁でございましたけれども、具体的にはどういったところが公益性の高い松として残すことになるのか。被害というのがどういった箇所に見受けられるのか、どういう状況なのか、この辺をもう少しご説明いただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 詳細な答弁は担当が行いますが、公益性の高いところというのは、九十九島の松とか、天然記念物の松などは公益性が高いし、あるいは防風林、あれは保安林になっているところは公益性の高いということになるかと思っております。

詳細は担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産課長。

●農林水産課長（佐藤孝司君） それでは、公益性の高い具体的などところと、あと防除の状況につ

いてお答えいたします。

今お話ありましたように、公益性の高い松林というのは、主に松でなくては公益的機能を発揮することができないような松林、主にかほ市内においても海岸部が主な公益機能森林となります。

実際の被害の状況につきましても、やはり海岸部、今年は特に上浜地区、小砂川地区の被害が目立っております。そちらについては、県、市で防除をしているという状況でございます。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） もう一点お聞きいたしますけれども、防除事業の内容、これはどういった防除を行っているのか、その辺を少し説明いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 農林水産課長。

●農林水産課長（佐藤孝司君） それでは、防除内容についてお答えいたします。

公益性の高い海岸部等につきましては、地上散布ということで薬剤の散布を行っております。九十九島周辺につきましては、九十九島の名勝指定となっている蛸満寺周辺につきましては、薬剤の樹幹注入を一本一本行っております。樹幹注入できないところにつきましては、ヘリによる薬剤防除を行っております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、(2)番の質問にまいります。松の立ち枯れは、人家や人の活動域に近いこともあり、枝の落下や倒木による被害等、大変危険なものと認識をしております。危険箇所や危険木を特定するなどの調査を実施し、危険性について近隣住民を初めとして広く周知することも必要と考えますがいかがでしょうか、質問いたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） ご指摘のあった小砂川地区内の、あるいは近隣地区内で最近も松くい虫被害により枯れた枝の落下や倒木による被害があり、市では個人等から伐採作業の委託を受け、早急な対応をした箇所もあります。

市では、枯れ木については、可能な限り伐採処理を行っておりますが、伐採作業に危険が伴う場所や伐採後の集積等ができない海岸付近については、そのままの状態となっているのが現状であります。

小砂川地区の海岸付近については、市も大変危険であるというふうに認識しております。今後は危険箇所や危険木の調査を行うとともに、伐採後に海に落下の恐れがある箇所については、漁業者との調整、これが必要となりますが、緊急性の高い箇所については土地の所有者と協議をして伐採処理等に対応してまいりたいと考えております。

なお、個人等で伐採処理を行うことができない場合には、10%の負担で市が伐採処理を行う制度もあるということから、このことについての周知も図っていきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 危険木、支障木の箇所をしっかりと特定するというご答弁でございました。

処分の方法ですけれども、個人の10%に対して10%市が負担するという、こういうことでござい

ますけれども、個人の民地にある危険木、これを1本伐採するのに大分クレーン等を必要とする場合は、大分高額な費用となるように思います。この辺はもう少し協議が必要なのかなという感じがしますけれども、10%について、もう少し現状にあわせた対応もしていただきたいなというふうに思います。実際、どういう危険木があって、どのくらいの予算が必要とするのか、この辺をもう少し協議いただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かに小砂川地区などをよく見ると、海岸の法面の部分ですね、せり出した部分に巨木が枯れ木になっていて非常に危険な状態であると。その枯れ木の枝等が、風の強い地域でありますので、民家にそのまま降り注いでくるということで、家屋に損傷を与えているということの被害を直接伺うこともしております。

それに対して、その土地、建っている場所が財産区の土地であったり、にかほ市有地でない場所については、やはり民地として、あるいは私有地として管理していただかなければならないという原則がありますので、そこの原則を逸脱することはできないということはず一つ申し上げておかなければなりません。そこら辺を曖昧にしまうと、本数が本数であります。10%補助を仮にもっと引き下げろという話になったとしても、その協議をするのはいいのですが、それが莫大な青天井になっていったら大変なことになるなという危機感もあることも確かであります。

しかしながら、実際今のところどのくらいの予算を使って、どのくらいにやっているのかということについては、私も現時点で、ちょっとここで私お答えできないので担当の方で答えさせますが、いずれどのくらいの規模のものをやるべきかという、そのときにどのくらいの市が負担をすべきかということも含めてですね、協議はしなければならない。これは私も今回、非常によく感じられたところありますので、ここについては私も認識はしているということは申し上げておきたいと思えます。

詳細については担当の方で申し上げます。

●議長（佐藤元君） 補足説明、農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） それでは、すいません、議員の説明によりますと、市の負担が10%ということでしたけども、これは個人負担が10%ということですので、訂正させていただきます。

それで、現在の状況ですけども、結構やはり高額になります。うちの方の予算としましては、現在3件の伐採を行っておりますけども、現在800万円強の予算を消化しております。10%の個人負担でありますけども、危険木の場合は相談、どのような状況かという内容になりますけども、無償対応できる場合もありますので相談していただきたいと思えます。

以上です。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 大変高額な伐採費用となるようでございますけれども、過去においては防除対策の費用として伐採等もできたように思います。そういった事業につきましては、県との協議なんか必要なのかなというふうに思いますので、その辺は市民の側に立った対応をしっかりと

お願いしたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

二つ目は、子宮頸がんワクチン接種の積極勧奨についてでございます。

子宮頸がんワクチンは、2013年4月に小学校6年生から高校1年生の女子が無料定期接種の対象となりましたが、副反応を訴える人が相次ぎ、6月には個別に案内する積極勧奨が中止され、以降、無料で接種できる定期接種であったにもかかわらず、実質接種が行われない状況が続いてきておりました。それから8年以上経過し、今年10月、厚生労働省の専門部会では積極勧奨の再開を認めることで一致し、接種機会を逃した人への対応などが検討されている状況にあります。

副反応を訴える女性らは2016年に国を提訴し、係争中でありまして、積極勧奨にも反対している状況もあります。

一つ目の質問でございますが、このような中、本市では国に先んじ積極勧奨を行ってきておりますが、積極勧奨に至った経緯と勧奨後の接種状況、今後の取り組み方針について質問をいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 続いて、2番の(1)子宮頸がんワクチン接種の積極勧奨についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

子宮頸がんワクチンは、予防接種法に基づいて平成25年4月に定期接種となった予防接種であります。その後、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応がワクチン接種後に特異的に発生したことから、同年6月に厚生労働省より通知が出され、接種の積極勧奨の差し控えとなる、これは議員がおっしゃるとおりであります。

平成30年、厚生労働省は、子宮頸がんワクチンに対する保護者と対象者へ子宮頸がんワクチンの意義と効果とともに接種後に起こり得る症状についてリーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに公表し、情報提供を開始しております。

令和元年8月ですが、由利本荘医師会から、由利本荘市と本市の対象者へ定期接種であることを知らせてほしいとの要望書が市の方に出されております。市民に対する情報提供が国でいうところの積極的勧奨には当たらないとの確認を市で得たところで、令和元年9月に広報への掲載を開始し、由利本荘市とにかほ市の統一した情報提供の通知を作成、高校1年生を対象に厚生労働省が作成したリーフレットとともに発送したというのが流れであります。

昨年度は、中学校1年生から高校1年生までの全対象者に、今年度は新たに対象となる中学校1年生にこれらを発送しております。令和2年10月には、厚生労働省より子宮頸がんワクチンの接種対象者等に個別送付する方針について通知が出されたこともあり、今年度は全市町村が情報提供を実施しているというところであります。

令和元年9月の通知後の接種状況をお知らせしますが、令和元年度は通知をした高校1年生の22.7%、令和2年度は通知をした中学校1年生が8.2%、2年生が12.5%、3年生が17.9%、高校1年生が33.0%の接種率となっており、通知をしたことにより接種をする人が増えてきているという状況にあります。

なお、積極的勧奨については、厚生労働省の専門部会において本年10月から議論が行われており、勧奨再開を決定しております。ですので、来年度からは定期接種として接種の呼びかけをしていくという段階に入ってまいります。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 国に先駆けまして速やかな対応をこの地域は行ったということにつきましては、未来ある子どものリスクを減らしまして、子どもの将来を守るという観点からすると、敬意に値する取り組みであったのではないかなというふうに評価をいたします。

そこで、積極勧奨が取りやめになった当時、接種に対するマイナスのイメージが相当増幅をされたような形で社会の中にあつたように記憶しておりますけれども、現在、通知に対しまして受け取った本人、あるいはその家族の人たちがどのような反応を示していらっしゃるのか、どのように捉えているのか。一旦刷り込まれたそのものというのは、なかなか払拭するのに労力があるものと思えますが、こういったことをどういうふうに認識をされ、今後どういうふうな通知、広報が必要と考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 現在の家族の反応、どういう反応であるかということについては、担当の方でお答えをさせていただきますが、いずれ令和元年度の由利本荘市にかほ市と医師会との話し合いの中で、先生方から因果関係は副反応について、それを否定できない副反応というお話はありましたが、マイナスイメージの中でもやはり子どもたち、特に子宮頸がんをこのワクチン接種によって根絶することができるという、このワクチン接種によって子どもたちの命を守ることができるのであれば、これはやはり接種の方向に向けて行政も取り組むべきであるなということがこの地域、本荘由利全体の地域のコンセンサスとして得られたというわけで、そこについて私どもの方でも進めていったというものであります。ですので、いずれマイナスのイメージが、いろいろなマスコミ報道も含めてですね広がったのも確かであります。そこら辺をどのように皆さんに理解していただきながら、子どもたちの命を守っていくかということに重きを置いた取り組みを周知をしていかなければならないと私は考えております。いずれにしろ家族の皆さん、あるいは本人の同意がなければ接種は進みませんので、そこら辺についてのお話は担当の方からさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 補足説明、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、子宮頸がんワクチン接種につきまして、対象者のご家族の反応というところであります。

定期接種になってから差し止めまで2ヵ月間という短い期間で積極的勧奨を差し控えるという対応になったその当時は、やはりマスコミ関係も大きく報道されたことから、それ以後、積極的勧奨を差し控えた時点から接種者はゼロになっております。ただ、かなりの年数が経っておりまして、そちらの方の因果関係とか、それから、何よりそのワクチンの有効性、これにつきましてかなりのエビデンスが出ているというところで、接種については肯定的な考え、若しくはそういう意見が最近増えてきていたということも事実でございます。

また、こちらの方、積極的勧奨ではなく、定期接種であることはこの間も変わらなかったのも、

希望すれば公費で受けれたというところがありますが、再度、定期接種ということで通知を出した後の反応ですけれども、悩みながらもやっぱりやった方がいいよねというような形で、相談を受ける件数はかなり多かったです。接種の通知を最初に出したときから。2年目以降につきましては、そういったところも広く周知されたことから、それほど悩みというか、問い合わせの方は減ってきた、逆に接種の方が増えてきたというふうに捉えております。

積極的勧奨ではなかったにしろ、定期接種であると、自分が受けれるというような情報をいち早く伝えたとするのは良かったかなと思っております。この接種の期間が限られているというところがありまして、通知の発送が高校1年生を1年目にしたわけですけれども、このワクチン接種に関しては、期間を置いて3回の接種ということがあって、非常に期間が限られている時間でありましたので、そういった意味で高校1年生を先に実施したということです。2年目からは、定期接種である期間、中学校1年生が標準接種となっておりますので、そちらから最終の高校1年生まで幅広く情報提供したということで接種率が上がっていているということになります。

来年度からは、国の方で積極的勧奨をするということになっておりますので、子宮頸がんを防ぐためには接種をお勧めしますといった、そういった通知が可能となるということでもありますので、今後のその接種率の向上について図ってまいりたいと思っております。

以上です。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） やはり積極勧奨を止める前までの接種率に戻すというには、少し時間があるのかなというふうにも思いますが、またいろんな今、ネットとかSNS関連でいろんな情報が流れている状況にもございます。誤った情報に惑わされることのないような形で、ワクチン接種の効果、あるいは副反応について、しっかりと正しい情報を伝えるという、こういう場を設ける必要もあるのかなというふうに思います。学校でセミナーやるとか、そういったことも必要なのかなというふうに考えますので、その辺のところ少し、今後どのような取り組みになっていくかについて少しお話いただければと思います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 今のところ学校でのセミナー開催というようなことは考えておりません。ただ、地域の医師の先生方がかなり効果について相談を受けていると。私たちの方も保健師の方に接種について迷っているというお話があれば、先生の方と相談して接種については決めてくださいというようなことはすすめております。全体として子宮頸がんの安全性とかそういったものを単独で幅広くということではなくて、対象者にこういったメリットがありますよ、それは当然デメリット、メリットがあるので、双方お知らせした上で接種に向けてはご本人が決めていくということにもなります。

今後のその国の方の積極的勧奨というところを、どのような形で進めていくかということも注視しながら、市でできる対応につきましては検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、(2)番の質問に移ります。無料接種を逃した人の救済について

新聞報道等ありますが、本市ではどれほどの人がその対象となるか。

また、機会を逃した人では、中には自前でワクチン接種を行う、5万円ほどかかりますけれども、こういった任意接種を受けた人を市の方では把握をされているのかについてお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)番のご質問にお答えをさせていただきます。

積極勧奨の再開によって無料で接種ができる時期を逃した人についての対応については、現在、厚生労働省で接種できる機会を設ける方向で検討を進めております。対象者についても厚生労働省で決定する年齢に準じた形で実施していくことになると考えております。それにあわせて、にかほ市においても由利本荘医師会の先生方からもご助言をいただきながら、接種体制について準備を進める予定です。そのため、現時点では対象年齢が確定していないということもあって、対象人数をお答えすることはできません。

任意接種を受けた人を把握しているかについてですが、定期接種は国が接種を勧奨し、市が実施しなければならない予防接種のため公費負担で実施していることから、医療機関からの報告はあります。しかしながら、任意接種は本人の希望により接種する予防接種であることから、医療機関からの接種者の報告の義務がないので把握はしておりません。

しかしながら、今後、接種機会を逃した人たちへの対応の中で、本人からの申出により把握していくことは可能でありますので、接種したかしないかにかかわらず接種機会のお知らせを、対象年齢全てに通知を出すということで、そこら辺の把握はできるのかなというふうに考えています。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 国の方針が変わったということにつきましては、積極接種を進める旨の通知、いろんな捉え方をされるかと思うんですけれども、できる限り分かりやすく速やかにやっばり周知をするというのが大事になってくるのかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に移ります。3番、官民連携の手法についてでございます。

官民連携は、第三セクターや指定管理者制度など、早くから導入されているものでございますが、最近活発化しているといわれております。その背景には、財政と人的資源が逼迫し、民間のノウハウを必要とする自治体が増えていること、過疎化や高齢化により地域の経済力や魅力が衰退しだしており、民間の活力を必要としている自治体が増えていること、社会的価値を経済的価値と同様に重要視する企業が増えていること、自治体とのビジネスに進出しようとする企業が増えていることなどが挙げられております。

これらからしますと、高齢化・人口減少が進む本市においても、官民連携の導入は、時機を得たものと思われませんが、これまでの公共事業の進め方とは異なる点も多く、理解が難しいため、疑問も残る部分がございます。ポイントを整理する意味で、以下、質問をいたします。

(1) 番目、若者支援住宅の整備にあたり、PFI方式を導入するのはなぜか。官民連携によるメリット及びデメリットをどのように捉えているのかについてお聞きします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3番目、官民連携の手法についての(1)にまずはお答えをさせていただきます。

P F I方式導入の理由についてであります。官民連携事業では、多額となる建設工事に係る初期投資費用、いわゆるイニシャルコストに対する支出負担が発生しないこと、そしてこの民間事業者が負担した費用については、完成後の事業期間内において割賦払いにて支払っていきますので、財政面において平準化が図られることが挙げられます。また、設計業務や建設工事、維持管理、運営業務といった段階ごとの個別発注を、こうした一連の業務を一括して発注することで工事期間の短縮、業務の迅速化が図られます。そしてまた、維持管理、運営業務においても、民間事業者が持つノウハウが最大限発揮されることが良質なサービスの提供を期待し得るという利点として官民連携事業の手法に取り入れたということになります。こうした点がメリットであるというふうにいえます。

デメリットとしては、事業資金を民間事業者自らが調達して契約条項を遵守しながら維持管理、運営事業を行って、市から支払われる事業対価をもって借入金を返済していく仕組みとなっておりますので、S P Cの特別目的会社の経営悪化等による公共サービスの低下、あるいは事業継続ができなくなるといったリスクが想定されるということがいわれております。こうしたことに対しては、事業の継続性を視野に入れた事業契約、あるいは市と融資金融機関の間で直接協定を締結するなどでのリスク回避をするというスキームを策定していくことが重要とされております。

このような心配される事柄については、公募時点で示す応募要項や要求水準書において取り扱いを記載し、不安な点を減少させることとしております。また、事業者募集を行う段階において完成した姿、完成形のイメージがつかみづらいといった点もデメリットの一つであると思っております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、(2)番の質問でございます。P F I方式は、どのようなプロセスで進められるものなのか。また、そこにおいては、地元の事業者が関わるということが可能であり、地域経済への還元・波及効果が期待できるものなのかについてお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)についてお答えをさせていただきます。

初めに、P F I方式の進め方、プロセス、手順についてであります。

まずは、整備しようとする施設の目的、方針等から、市が求める仕様水準や諸条件を定めた要求水準書と募集要項、あるいは各種のリスク分担等を整え、作成してまいります。この段階においては債務負担行為の設定に関する予算議案を議会へ上程し、審査をしていただくということになります。その可決後にこの要求水準書、募集要項等を市ホームページなどで公表し、広く公募をすることになります。これに応じる形で事業者から応募を受け付け、応募事業者からの提案内容等について審査の上、相手方を選定決定することになります。この審査の結果から優先交渉権

者がグループによる応募の場合には、構成事業者の出資による特別目的会社(S P C)を設立、あるいは共同企業体やJ Vを組むケースも想定されますが、市はこうしたS P C等を相手方として契約を締結することになります。仮契約を締結し、この段階において再度、議会の同意を求めるということになります。契約の締結が成立した後、一連の実施設計、詳細設計がなされ、造成工事、建物の建築工事、外構工事などの工事を施工し、建物工事が完成するとその所有権を市に移した上で供用開始となります。建物の維持管理、運営業務についても、特別目的会社はその業務を引き続き担うこととなります。

建物等の整備工事費用については、特別目的会社が負担することになりますので、市は整備に要した初期費用、いわゆるイニシャルコストの負担はありません。この初期費用と維持管理の運営業務に係るランニングコストを含めた費用を事業期間において、その期間は30年を想定していますが、この期間に割賦にて支払いをしていくということになります。

業務手順の流れとしては、このようなプロセスをもって進めていくということであります。

次に、地元企業の関わり、地元経済への還元・波及効果の点についてですが、募集要項において地元企業をS P Cへの構成事業者とする場合や協力事業者と定める提案については、審査基準において加点項目とするなどの措置を予定しております。また、工事施工の段階では、資材や燃料などの調達に加え、多くの作業員が関わるものでありますので、飲食店や宿泊などの面においても、市内において大きな経済効果を生むと想定をしております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 一つだけ確認でございますけれども、このP F I方式を進めていく上で、そのプロセスの中で議会への説明というのもあるかと思いますが、どの時点で、こういった内容で議会に説明をしていただけるのか、これをちょっと聞き漏らしましたので再度確認いたしたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 先ほどの答弁でお話させていただいたように、まずは債務負担行為を起こすという段階で議会へ説明させていただきますし、併せてお話させていただいたのは、ちょっとお待ちください——、優先交渉権者が決定したときに、契約を締結しますが、その仮契約を結んだ後、議会に対して契約の正当性の同意を求めるということになりますということであります。追加でお話することがあれば担当の方でお話をします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、P F Iを採用する際の議会に対しての説明の時期についてであります。基本的には今、市長が申し上げたように、債務負担行為の設定と契約を締結する前段でのお話になろうかと思いますが、整備しようとする施設等に関しての市が求めようとする要求水準書と表現しておりましたけれども、こういったものがある程度固まった段階、さらには相手方と契約する内容のことについては、契約をする段階で説明ということになるかと思っております。

以上であります。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 分かりました。それでは、(3)の質問でございます。若者支援住宅の整備には、特別目的会社の在り様が事業の成否を左右するものと思いますが、どう審査するのか、審査基準のようなものがあるのかについて質問をいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)番のご質問にお答えをさせていただきます。

契約の相手方を決定するためには、応募があった事業者からの提案内容、代表事業者を含む構成事業者の資格や財務状況、あるいは資金調達事業の収支計画についての確実性などを審査して優先交渉権者を選定するということになります。

審査にあたっては、本市が連携協定を締結している大学の先生や学識経験者や市職員で構成する審査委員会を設けて審査に当たるものと想定をしております。デザイン性や機能性、安全面への配慮、PFI方式での実績、提案価格、各事業者の財務状況などの点について総合的に審査をするというのは、ほかのものと同じであります。審査に際して着目する点や、それぞれに基準を設けて審査をして判定するものとしております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、(4)の質問でございます。市の公共事業において官民連携が今後主流になっていくことを想定されているのか。また、官民連携を、より効果的に進めるためには、行政の関与はどうかあるべきと考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)番のご質問にお答えをさせていただきます。

限られた予算の中で、より良い質の高い公共サービスを提供していくには、コストダウンを図る必要がありますし、民間企業のノウハウを活用していくことも有効な手段であるというふうに思っております。そのため、事業計画など精査する段階において、従来の発注方式がふさわしいのか、あるいは官民連携の手法を活用することがふさわしい事業であるのかななどを個別の事業ごとにPFI事業を導入する可能性について調査を行い、総合的な検討の上で判断をしていくというものになります。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 今回この質問をさせていただいた背景には、やはり人口減少に伴う財政規模の縮小、あるいはマンパワーの減少、これは待ったなしの状況にあるわけでございまして、やはり民間との連携が非常に魅力的に思われます。しかし、この官民連携というのが、必ずしも何十年もの歴史の中で、必ずしもうまくいっているというわけでもなくて、やり方次第では目的とする成果が得られない、そういう場合も多々あるようでございます。今回を契機にいたしまして、市役所、あるいは市内の民間事業者も官民連携についてのスキルを高めるための取り組み、研究を開始する、そして、市役所が民間を巻き込んだこういった取り組みを起こしていくというのにも必要では

ないかなというふうに考えました。それで若干の確認という意味で質問をさせていただきました。今後の取り組みに期待をしたいと思います。

それでは、最後の4つ目の質問にまいりたいと思います。にかほ市の一次産業の方向性についてでございます。

本市においても一次産業を取り巻く環境は、担い手の不足、高齢化など、持続可能な観点からも厳しい状況に置かれております。しかし、本市の山と海の自然がもたらす恵は、豊かな水資源を始まりとしまして、農地、森林、漁場と、特筆すべき資源として一次産業の可能性を大きなものに行っているものと思います。

農林水産省では、8年連続で過去最高を更新してきた2020年の農林水産物の輸出額9,860億円を、新たな輸出目標額として2025年には2兆円、2030年には5兆円を設定しており、今後、一次産業の出口戦略として大きな流れになっていくものと考えられております。

これまで本市においても、地域ブランドの確立、他地域との差別化など、地域間競争に取り組んできたものと思われませんが、これとは違う方向として、ジャパンプランドとして評価されている海外を相手にしたオールジャパンの取り組み、輸出用農林水産物への転換、これに乗るのも一つの方向性と考えます。にかほ市の一次産業の方向性として、市長はこれについてどのような見解なのかお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、4番目のご質問にお答えをさせていただきます。

国は、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定し、目標を実現するためには、これまで国内市場のみに依存する農林水産業、食品産業の構造を成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠であるとしております。

現在、日本の輸出品目は、スープ、ケチャップ、ソース類、ビスケット、米菓、あられやせんべいなどの加工品が8割を占め、米、肉類が1割、その他の一次産品が1割となっております。

県内の近年の状況としては、お米やリンゴ、モモ、秋田牛が主に東南アジア、アメリカ等に輸出されていて、出荷数量は増加傾向にあるようですが、輸出先の国、地域の衛生検疫規制や規格基準に合わない産品は全く輸出できないため、海外市場で求められる量や価格、品質、規格を専門的に継続的に生産できる体制が求められていると思います。

また、今年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに100万ヘクタールの有機農業取組面積の拡大、あるいは国産品に対する評価向上と輸出促進を目指すとしております。

議員のいうように担い手不足や高齢者化等、にかほ市の一次産業を取り巻く環境は厳しいものがあります。産地間競争を勝ち抜くためには、ジャパンプランドへの取り組みや輸出用農林水産物への転換も一つの方向性であると考えます。しかしながら、にかほ市の現状においては、海外の規制やニーズに対応する生産者の確保や体制づくり、輸出用農林水産物の産地化は大変難しいのではないかと考えております。また、今年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」における20

50年までに目標としております有機農業による面積拡大は、今後、にかほ市とJA秋田しんせいが取り組むべき共通目標であり、課題でもあります。よって、まずは現在進行中の象潟前川地区のほ場整備における営農構想策定を契機として、果樹や野菜等、高収益作物の産地化や有機栽培による米の高付加価値化などに加え、天然記念物象潟九十九島や日本ジオパーク等、その知名度を生かした地域ブランドを確立するという事で、他の地域との差別化を図ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 最近のニュースによりますと、今年の輸出額は既に10月現在で1兆円を超えたというその報道がございましたけれども、今回私が提案させていただいたのは、今取り組んでいる一次産業の延長線、今の取り組みの延長線ではなくて、もっと違う角度からの参入が図れないのかなという、こういう角度で質問をさせていただきました。新内閣では、11月19日に閣議決定で、コロナ克服と新時代のための経済対策を定めたようでございます。そこでは農林水産業を地域の成長産業とするために、農林水産物の輸出目標の達成を目指し、これに向け輸出産地、事業者の育成や品種団体の組織化の取り組みなどを初め、農林水産業のデジタル技術によるスマート化等々を推進し、若者にとっても魅力のある産業にしていくと、これからの取り組みでございます。この国が計画をし、これから目指そうとしているこの線に沿って、にかほ市の一次産業の可能性を探るために研究をして、あるいはすり合わせをすることによりまして、当市の産業における新たな視点、あるいは将来に向けての課題を見出すことも期待できるのではないかと、こういう思いでございました。こういったことを、「わくばにかほ」における研究テーマとして取り組んでみてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 違う角度からのジャパンプランドへの参加はできないのかということでお話いただいております。そういうことを聞かれたのかというのを今分かりました。

おっしゃるとおりだと思います。ただ、ジャパンプランドまで、そこまで昇華させることができるかという、私はそこまでまだちょっと発想がないので、どちらかという、今、水産業者、あるいは農業者、俗に若手の農業者、あるいは水産業者に対してお願いをしているのは、例えば無農薬米を作っている人もいます。あるいは今、有機米を作って、それこそ以前からやっている若手の農業者の団体もいます。そういう人たち、あるいは水産業者で自らSNSを使って売り込みをしている人たちもいます。そういう人たちに対して、もっとこの地域ブランドとして発信できるようなものになっていかないかなということで問い掛けをしておりますし、それに対して反応していただいているという状況にあります。当然作ったものを、じゃあどのようにマーケットに出すかということが大事になってきますので、現時点で私の方で持ち合わせているマーケットというのは、ふるさと納税なんです。行政が直接手を出せるものはふるさと納税です。ふるさと納税なんかにおいても、にかほ市の今、寄付額が飛躍的に、昨日も報告させていただいたように伸びております。これについては、これといってまだブランド化されていなくても、それぞれの皆さんの取り組みによって新たなマーケットに皆さん進出できているということになれば、そういう取り組みから地域ブ

ランド、先ほど言ったように、ここの地域は例えば天然記念物九十九島の地域で取れたお米ですよとか、あるいは前川のネギもストーリー性をもって発信していく、いちじくもそうですよというような方向に、先ほど議員がおっしゃるようなデジタル技術の導入も含めてですねブランド化していくことによって、まずは国内市場に大きく打って出ることが大事なんじゃないかなというふうに思って今は取り組んでいるというところであります。その先に、例えばジャパブランドとして世界に打って出るといえることはあるかもしれませんが、そこにはちょっとハードルがあまりにも高すぎて、なかなかそこまでは今の段階では想像ができないというところであるということは一つ言えます。それを研究テーマに「わくばにかほ」ということですが、ちょっと「わくばにかほ」、研究所ではないので、そこら辺を彼らの好奇心、あるいは興味をそそるものであるかどうかということも含めてですね、問い掛けはしてみますが、今の若者100人会議の中でも今、1回目の報告が出てきましたので、その中で彼らの面白い内容については、私どもとしても事業化に向けて取り組んでいくという約束はしておりますし、議会にもそのように申し上げてきましたので、そういう取り組みをしているという段階ですから、こちらからじゃあこれ研究してよというのは、ちょっとまた方向性が違うのかなというふうに思います。

【14番（佐々木敏春君）「終わります」と呼ぶ】

- 議長（佐藤元君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。
所用のため、暫時休憩します。再開を25分とします。

午前11時15分 休 憩

午前11時24分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。
次に、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

- 12番（佐々木正勝君） 12番佐々木、通告に従って質問させていただきます。

まず1番からです。地球温暖化対策について。

昨年9月の一般質問で「地球温暖化防止都市宣言の看板状態の経年劣化」について述べましたが、現在は真新しい看板となっています。看板の修復を見て、宣言市として改めて温暖化防止に対する取り組み意思を感じたことを述べ質問に入ります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあると環境省のホームページに公表されています。先月29日時点で、2050年ゼロカーボンシティの表明を地方公共団体479自治体が表明しているようで

す。

秋田県としては、未だ表明していませんが、大館市は今年の2月に県内初、全国で263番目に2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロの実現に取り組むことを宣言しています。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ実現は難しい課題ではあるが、地球温暖化対策は待ったなしの課題として、脱炭素社会を着実に実現していくことが自治体や民間企業・市民に求められていると受け止め、以下質問いたします。

(1)市長選挙公報の今後取り組む重要施策に、地球温暖化対策に関連する公約は、両候補ともありませんでした。私は気候変動問題に対し、市として温暖化対策は避けて通れない重要取り組み事項と思っています。地球温暖化対策について、どのような考えか市長に伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、12番佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、地球温暖化対策についての(1)についてであります。

気候変動問題は、私たち一人一人にとって避けることのできない緊急の課題であるという認識は当然のことです。既に平均気温の上昇、雪氷の融解や海面水位の上昇が全世界において観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨や台風等による災害等が頻繁に観測されるようになっております。今後の気象災害と地球温暖化の関係を明らかにすることは、確かに容易なことではありませんけれども、温暖化進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが高まるといわれておるところは認識をしているところであります。

このように温暖化の進行は、自然及び人間社会に深刻な影響を与えており、広範囲にわたる不可逆的な影響を将来世代にわたり与える可能性が高まるということをいわれております。

現在の持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐことは、私たちの生きている世代に課せられた責務でもあります。

本市では、平成21年7月22日に地球温暖化防止都市を宣言し、その一文に、「脱温暖化の生活と産業システムの構築、豊かな水と緑の環境の保全により、誰もが住みたいと思うまちを次世代に引き継ぐことは、にかほ市民が率先して取り組むべき課題です」と述べております。

この宣言のとおり、地球温暖化対策は、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組みを進め、次世代の将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会の実現に向けて施策を講じていきますし、現在その取り組みを進めているというところであります。

市としましては、佐々木春男議員にお答えしたように、地球温暖化対策として平成20年度から取り組みを始めており、現在は第3期計画を推進しているところであります。その一つの施策として進めているのがLED化であります。財政的にかなり高額な取り組みでありながらも、必要不可欠な取り組みとして継続して取り組んでいるというところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 地球温暖化防止宣言都市として今までいろいろやられてきたというような形と、また、LED化を進めているというようなご答弁でした。

私いろいろな文章で何々やってるとかというのを見るんですけども、それが果たして数値になったときにどのような変化をしているかというのが気になるんですね。その何かをやる前にどれだけの数値だったのが、何かをやったら2年後、3年後ここまで減ったよということになれば、それが明らかに成果として出ているというふうに言えると思うんですけども、今のところ数値化されているのは行政がやっている事務的なところのCO₂削減、あるいはまず毎年出ているというような形で、あれは評価したいと思います。ただ、私は、行政だけのCO₂削減が目に見えればいいということではないと思います。やはり今、気候変動に対して、全世界、日本の全国自治体全てが対象になった対応というのが今求められているという現状なんですね。それで、ちょっとにかほ市のCO₂削減の状況がどうなっているかというのをいろいろ調べました。そうしたら環境省のホームページにあるんですね。にかほ市のCO₂削減状況。それを見るとですね、このデータは平成17年からあるんですけども、平成19年からずっと平成30年度までデータ化されていて、グラフ化されているんですね。これを見るとですね、地球温暖化防止宣言をした年から数年は若干の改善が見られたんですよ。それ以降、5年以降は、ほぼ同じなんですね、CO₂の状況が。だから、行政が事務的なCO₂削減ということではいろいろ頑張ったとしても、地域全体、にかほ市全体のCO₂としてみれば、ほんの微量なところなんですね。だから、私はそれでいいのかなと。私は今後、にかほ市全域のCO₂を見た改善策、その数値化、それはやはり自分のところで求めていった方がいいのかなと。これ、環境省で自治体排出量カルテというのを出しているんですね。これを見ると、平成23年度はですね急に伸びているんですけども、それ以降ガクッと落ちている、平成24年、平成25年。これ何かというと、T社が他市へ移設したということで、産業で使う電力が減ったということなんですね。平成27年から平成30年、ほぼ同じなんですよ。CO₂状況がですね。だから、再質問とさせていただきますけれども、今後このままの状態の、例えば事業所、行政の事務的なものだけでなく、今後、市域に広げたいいろいろなCO₂削減の呼びかけ、そして数値的なまとめ、それをやるべきだと思いますけども、その辺のところのお考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 現在のにかほ市内での取り組み状況については、先ほども述べたとおりで、各事業所も今それぞれ近年の脱炭素社会への取り組みについて、各事業所も一生懸命取り組み始めているというふうに私はいろんな方とお話して感じているところであります。特に大手企業においては、脱炭素化に向かわなければサプライチェーンからはじき出されるということの危機感を持って取り組んでいるという話もお伺いしております。

だけれども、大きなところでの排出量を削減するためには、やはり何だかんだいっても各家庭の排出量が抑制されていかなければ、市全体の排出量を抑制することはできないということは私も認識をしております。そこら辺については、やはり啓発活動がとても大事なんだろうと思います。

数値化については、技術的な問題もあり、ちょっと私としては今お答えできませんけれども、やはりこの脱炭素化、あるいはカーボンニュートラルに向けた取り組みについては、市民の皆さんも大分この今のいろいろな世界の状況等を見て、あるいは気候変動を見て意識は高まっているなというふうには思いますが、それを固定的にするためには、行政による啓発活動は引き続きやっていか

なければならぬと私も思っています。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ある市ではですね、地域全体で削減目標を達成するというので、計画書を作成しているんですね。そこにですねいろいろ市民の役割、事業者の役割、行政の役割と、明確に各三者の役割を明文化しているんですね。その中に行政の役割としては、市民や事業者が地球温暖化防止の取り組みを進めるために必要な仕組みや環境づくりを行うとともに、意識啓発や情報提供を通じて地球温暖化対策を推進しますとあるんですね。ですから、私はやはり、行政が牽引役として地域全体で引っ張っていくということは、本当に今、求められていることだと思います。ただ、数値化をするのは難しいということは、それは重々分かります。そのところはですね、環境省の方が計算式をきちんと作って、どれだけ排出したか、要は灯油をどれだけ使用したかというところからCO₂を求める計算式というのが環境省で出しているんですね。ですから、私はそういうのを活用して、まず分かる範囲でやるというところから進めればどうかなというふうに思います。

もう一度市長にお伺いしますけれども、他市は一応それなりに形に表わした行動を行っているところがあるんですね。ですから、先ほど私述べたように、区域の要はCO₂排出量削減に対しては、やはり全国自治体で動く気配ということか、その辺のところをやっぱり重く受け止めてですね進めるようなお考えになってもらえればいいと思うんですけれども、再度お伺いします。そういった区域の削減について進めるお考えを、もう一度お聞きします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 地球温暖化防止、あるいはカーボンニュートラル等に向けての取り組みというのは非常に大事であるし、今ここで地球の温暖化を防がなければ地球そのものが壊れてしまうという認識は、今、全世界でコンセンサスを得てきている問題だというふうに思います。

そのことについてにかほ市としてもこれまでも取り組んできましたし、宣言をして取り組んできたところではありますが、計画を策定するというところまではいかないかもしれませんが、その取り組みを文書化するための何らかの方式は検討してまいりたいというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 前向きなお言葉ありがとうございます。それですね、温対法の推進法に関して改定されているんですね。それっていうのは、市町村、これは指定都市を除く市町村なんですけれども、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策の実施目標を定めるように努めることと改定されたんですね。ですから、この辺のところは、やはり努めるということになれば、自治体に判断を任せられるのかなと思うんですけれども、そのカテゴリとしてですね再エネの利用促進、事業者、住民の削減活動の促進、地域環境の整備、循環型社会の形成、こういった形の中で進めましょうという形で、これみんな進めるフォーマットあったんですね、環境省に。ですから、この辺の計画というのは、環境省が作ったフォーマットに従って作って、自分の自治体に合った形の中で目標値をやはり定めていって向かうというのが私は必要だと思います。この辺のところを述べて次の質問に入ります。

(2)地球温暖化防止都市宣言市及びSDGsに取り組む市として、脱炭素社会の実現に向け、205

0年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦する考えがあるかを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)番目のご質問にお答えをします。

脱炭素社会の実現に向け、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦についてですが、令和2年10月に、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。排出を実質ゼロというのは、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量から植林森林管理などによる吸収量を差し引いて合計を実質ゼロにすることを意味しています。ゼロカーボンシティは、この宣言を地域や自治体単位で目指すものであります。

ゼロカーボンシティを目指す取り組みへの検討としては、まず一つ目に、再生エネルギーの最大限の導入であります。にかほ市は昭和50年代より風力発電の建て方が始まり、進み、有数の好立地条件の地域であります。また、大規模な太陽光発電も建設されるなど、再生エネルギーの導入が進んでいる地域であります。今後の最大限の導入の方策についても検討が必要だというふうに思っております。

二つ目が住宅建物、建築物の省エネルギー及び再生エネルギーの導入です。市の教育施設などに太陽光パネルの設置をしていますが、今後のさらなる導入の検討が必要だと思っています。また、一般の住宅への普及や高気密化の促進についても検討が必要なんだろうというふうに思っています。

三つ目は、再生可能エネルギーの熱量、あるいは未利用熱や間伐材を利用したペレットを燃料とするボイラーなどのカーボンニュートラル燃料の利用であります。現在のところ、市にはこのような施設はありませんが、導入の可否については検討をしたいなというふうに思っています。

四つ目ですが、デジタル技術の活用をした脱炭素化の取り組みであります。エネルギーの地産地消に向けてデジタル技術の導入により、効率的な事業などの可否について検討をしていかなければならないと考えております。

五つ目が資源循環の高度化の取り組みです。ごみのさらなる分別収集や食品ロスの削減、あるいは食品リサイクルの検討及び実施や有機廃棄物を肥料として活用するなどの実践方法についての検討もしていかなければならないというふうに思っております。

六つ目がCO₂排出量実質ゼロのエネルギーの融通への取り組みであります。他の自治体との再生可能エネルギーの余剰分の融通方法の導入の可否、これができるかどうかを検討しなければならないと考えております。

七つ目が地域の自然資源等を生かした吸収源対策の取り組みであります。これは森林や公園、緑地などの地域の自然資源を適切に整備、保全することで、CO₂の吸収量の確保について数値化する必要があるというものであります。

このように多岐にわたる検討が必要と思われまので、あるいはこの取り組みは市だけではなく、市民や事業者もカーボンニュートラルへの理解を深めて積極的に参加してもらうことが必要です。

現在、市は市全体の温室効果ガスの排出量や再生可能エネルギーの発生量、森林等の温室効果ガスの吸収源などの把握はできてはおりませんが、今後さらなる取り組みをもってこれらについて対応していく必要があると考えております。

まずは現在の省エネルギー施策の徹底による温室効果ガスのさらなる削減に努め、風力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーの普及への取り組みを進めながら、2050年のカーボンニュートラルを目指してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

環境省の方では、地方自治体の取り組み支援策としてですね、ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対して、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を一気通貫で支援するとうたっているんですね。ですから、今、市長が述べられたことというのは、まさにその環境省がここに書いている形の中で進められれば、一番その目に見える実効の状況が分かるのかなと。取り組みフローから課題、支援策、全て環境省がまとめているのがあるんですね。これに沿ってまずやろうとした中で、今、市長が答弁された7項目、全てこれに入っているんですね。ですから、せっかくそこまで検討するという形でまとめられたんだっただらば、やはりにかほ市として宣言している市なんですね。温暖化防止宣言をした市として、また大館市の次にでもいいですから、これに対して、ゼロカーボンシティの宣言をするべきと思います。これもやはり地域のにかほ市という名前を世の中に知らせるためには、このカーボンシティ、にかほが取り組んだよということも非常に大切なのかなと私は思いますので、その辺のところは是非前向きに進めていただければと思います。

では次の質問に移ります。——すいません、もう一点言うことを忘れたんですけども、再生エネルギーの導入の状況というのが、似たような地方自治体のところで30自治体ぐらいの中でまとめた表があるんですね。その中でにかほ市がトップなんです。これいいことなんですね。だから、こういうグラフ化されているのが環境省で出しているんで、これを参考にして、にかほ市はどんどんこれが強みだということ、口でいうよりもやっぱりデータがあって、データを示して説明することになれば、一番説得力があると思いますので、この環境省のデータは活用した方がいいと思います。

(3)まち・ひと・しごと創生総合戦略で、SDG s 13「気候変動に具体的な施策を」の関連として「稼ぐ力のある産業振興」と「農林水産の振興」及び「豊かな暮らしを支えるまちづくり」を掲げています。SDG s 13の具体的施策として、各項目それぞれの施策と取り組んでいる現状を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)番のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるSDG sとの関係性については、この総合戦略においては、広義の意味合いからそれぞれ掲げている事業を実施することによって、その結果として17に分類されたSDG sに関連づけができるとの観点から判別しているものであります。した

がって、SDGsの達成を主眼とする計画や戦略としてはまとめおりませんので、その点はまずはお理解をいただきたいと思います。

そこで、気候変動対策に関する施策と、その取り組みの現状についてであります。稼ぐ力のある産業振興では、市内の基幹産業である製造業等に関するものとして、中小企業者が生産性を高めるための機械設備等を導入した場合に市が固定資産税を3年間軽減する国の先端設備等導入促進計画に本市も取り組んでおります。ここでいう先端設備の指標は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する機械装置などの導入で、省エネルギーや二酸化炭素の削減を指標にしたものではありませんが、おのずとこれらの先端設備は労働生産性のみならず、省エネやCO₂削減に寄与するものが現在は大多数を占めております。本市における過去の3年の実績としては、製造業の機械装置や建設業における油圧ショベル、風力発電会社の風力発電設備など、これまで58社、約100件を認定し、先端設備を導入しております。

農林水産の振興では、スマート農業等の導入支援を掲げ、従来小型ヘリで実施していた薬剤散布作業等をドローン導入への切り替えを推奨し、地球にやさしい農業を目指しております。実績としては、1法人のドローン導入を支援しているというところであります。

豊かな暮らしを支えるまちづくりでは、地域公共交通の維持の分野におけるコミュニティバス運行に関する取り組みであります。75歳以上の高齢者と運転免許返納者を無料乗車利用できる対象者としており、特に免許返納者についてはマイカー利用から公共交通機関への転換につながる手段の一つと考えております。また、現在のコミュニティバス運行方式、定時定路線運行は、たとえ乗車する人がいなくても終点まで運行する必要がある、環境という点からは単にCO₂を排出してしまっているともいえます。そうしたこともあり、現在策定中の公共交通計画においては、利用状況の実態を検証し、利便性に配慮した運行形態についてのデマンド化の検討を盛り込む予定としております。

いずれの事業についても、直接または間接的であれ、化石燃料使用の削減や省エネを狙いとする事業取り組みであって、その結果としてCO₂の削減につながっていく効果が表れるものと幅広く捉えているという状況にあります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今述べられたこと、私も確認しました。創生総合戦略には、その旨全て項目が入っています。ですから、これだけきちっとやられているということで、今後も継続されて続けた方がいいと思います。

それですね、ちょっと気になったというか、最近配付された総合発展計画後期の素案ですよね。あれも見たんですけども、その中にですねSDGsもきちっと明確化されておりました。ただ、各項目によって、あれ、何でこれにSDGsが該当してないんだろーというのがあったんですね。ごみの減量化、資源化、それから森林資源の整備、多角的な農業の推進、既存企業の競争力強化、これ全て私は関連だと思うんですけども、そこにSDGsのマークが入っていなかったんですね。これはもう一度検討された方がいいと思いますけども、これ何か意図的にここに載せなかったのか、それ再質問として伺います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、第2次総合発展計画後期基本計画素案に対しまして、関連するSDGsのアイコンが漏れているといったことについてであります。これをまとめる段階で担当課の方がまず先行して作業を進めておりました。こういったところ、再度フィードバックをして、関連する項目の漏れがないか再度チェックをさせていただきたいと思っておりますので、そういった取り扱いで進めていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 是非そのように進めていただければと思います。せっかくこういったいろんな施策を検討して挙げているので、やはりここはきちっとこれに対応していると、対象になっているよというのは明確に示した方がいいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番、空き家対策についてです。

今年3月定例会の一般質問で空き家対策について質問しました。答弁では、空き家件数は年々増加傾向で、電話や窓口での相談件数も増えてきている状況。市が把握している空き家は454軒、危険空き家と判断しているのが54軒あり、把握している危険空き家の状況確認は定期的実施している。状態悪化場所を見つけたときは、管理者への現状報告と指導・助言を行っている旨の説明がありました。そこで以下質問いたします。

(1)市は、空き家等対策計画期間を平成29年度から5年間とし、最終年度となる今年度は「空き家状況を改めて調査し、その成果を検証する」としています。現時点の空き家調査状況と把握されている空き家数、危険空き家数状況及び顕在化した問題点についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 2番、空き家対策についての(1)番目のご質問にお答えをさせていただきます。

把握されている空き家の数と空き家率及び顕在化した問題についてですが、空き家の調査方法については平成25年度と平成29年度に全自治会からの情報に基づいて職員が調査を実施しています。その後も随時自治会から情報が寄せられており、現時点で把握している空き家の推定件数は468軒であります。そのうち危険な空き家の件数は24軒、昨年度から今年度にかけて解体したものが10軒、修繕したものが22軒、所有者からの報告や調査により確認したものであります。また新たに危険な空き家が2軒増加しているという状況にあります。

空き家対策で顕在化した問題であります。従来からの問題点でもあるんですけれども、六つあります。まず一つ目が空き家管理者の高齢化。二つ目が市外や県外に住んでいる空き家管理者が多いこと。三つ目が解体費用です。四つ目が相続放棄などにより権利関係が複雑化しているもの。五つ目が税制に関すること。六つ目が通知や連絡をしても、それに対する反応がないということなどの個々の事情によりさまざまあります。

対象の空き家は個人の所有物でありますので、慎重に進める必要があると考えております。管理者に対して、適宜適正管理をするよう指導、助言を継続して実施してまいります。空き家バンクの

活用、危険空き家にしないための注意喚起や、空き家解体補助金の周知などを継続して行ってまいります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） この提出されました資料を見ると、かなり削減されたと、改善されているなということで、空き家、危険空き家の周辺地域の住民の安心・安全は少しずつ確保されてきているのかなど。平成25年、77軒あった危険空き家が、今の報告で令和3年では24軒まで減ったという形で、かなりの努力が認められるなというふうに思います。

そこで再質問なんですけれども、この配付された資料を見るとですね、令和3年は468件の24と書いて、あと解体とか修繕、全てゼロになっているんですけど、これって令和3年は何も動いていなかったということなのか、まだ数字がまとめられていないということなのか、その辺のところをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） それでは、空き家対策の手法についてご説明いたします。

令和2年度が453軒となっておりますが、これは令和2年度4月1日の軒数であります。令和3年の推定空き家数が468軒となっておりますが、これは今年の10月末現在の把握している空き家の軒数であります。ですので、ちょっと表の作成の状況もありまして、令和2年度の解体及び修繕の数につきましては、令和2年度及び令和3年度の数字が混ざっているという報告となっておりますので、ご了解の方よろしくお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 昼食の時間ですけれども、一般質問を続行します。

12番。

●12番（佐々木正勝君） もう一点伺います。推定空き家総数の推定というのは、これ実際、現地調査すれば推定という文言いらなと思うんですけども、この辺のところ、何で推定と付いているのか、これ伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） 国の空き家の基準におきまして、1年以上管理されていない空き家ということになっております。その1年以上管理されていない空き家を確認するというのは大変難しい作業となっておりますので、推定という数字を使わせていただいております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 先ほど市長の答弁で、平成25年と平成29年は自治会からそのデータ、調査してもらったものをもらったと。今回はその自治会からというのはなかったんですけど、最終年度確認するのは、やはり今までと同じような調査の仕方、自治会にお願いして、自治会から上がったものをきちっとした数字にすると、推定じゃなくて、もう自治会がここは空き家だと認めるものというのは想定はないと思うんです。その辺のところ、なぜ今回の、平成25年、平成29年は自治会で調査だけれども、今回は自治会でなかったのか。そうであればそういうふうに答弁いただきたいです。お願いします。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） 平成25年、平成29年と自治会の方から情報をいただいて軒数調査しておりますが、この作業をそのものが自治会の役員の方々にかかなりの負担をかけるというような作業になります。また、自治会の中であっても、1年以上管理されていない建物であります、その理由が転出によるものなのか、それとも老人福祉施設に入って、管理されていないものなのか、その判断が難しいところもありますので、今現在は自治会からの情報を積み上げて載せているというところでもあります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） にかほ市の空き家対策計画の最終年度に当たる今年度は、やはり精度ある調査をして、精度ある数値を出すべきだと私は思うんですね。こういうふうに数値化になっているのは私はいいと思うんですけども、精度的に見たらどうなんだってなったときに、これよりも増えている可能性もあるし、また実際、468件、見たわけじゃないと思うんですけども、その辺のところというのはやっぱり数値の精度というのはやはり求める活動をした方がいいのかなというふうに思います。

私はこういう数値の推移の中で懸念しているのは、まずここにある所在不明とか無反応っていうところがあるんですね。これって危険空き家がそのまま放置されると、もう老朽化、経年劣化が進んで、すごい周辺の迷惑というか苦情のもとになると思うんですけども、この辺のところが今後どういう形で危険空き家を減らしていくという計画なのか、考えなのか、お聞かせください。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） 危険空き家に関しまして所有不在など無反応の方がおるということでありますが、その方々のうちで周辺の方々から危険だというような通報があった場合には、随時緊急措置としてさまざまな対策をとっているところでもあります。実際、所在不明というところでありまして——、所在不明のところにありましては、今現在の私どもの調査では、ちょっとこれ以上の調査ができないというところがありますので、やはり緊急措置の方で対応してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ありがとうございます。私、懸念事項として、にかほ市の人口ビジョン、世帯数の推移を見ると、2040年度まで三千何世帯が減っていくんですね。これ、3,500世帯が全て空き家になるとは限らないんですけども、持ち主がいない空き家というのは、もう今後どんどんどんどん増えてくると思うんですね。それに対してきちんとした対応策を考えた中で計画書をもうちょっとシビアにした形の中で、こういった空き家が出た場合はこういう対処をするということを明文化して、今の計画もありますよ。空き家対策計画。あの内容では、もう今ご答弁なされたように、不明、若しくは反応無しでいくと、あとそこで止まっちゃうような仕組みなんですね、あの計画では。でも、その近隣の住民というのは、もうずっとその空き家がそこにあるということの中で、もう苦痛、同じ状態でどんどんどんどん逆に加速していくような、老朽化によって。だから、こういったものの空き家、危険空き家というのを、どのようにして市は進めるかというのをきちんと何か計画書的なものを作っておいたら、今後増えたとしても対処が的確にできて、それなりの成果と

しては増えるのを抑える方向にいくんじゃないかなというふうに私は考えますので、今後、今までのやり方じゃなくて、今まで以上の対応というのを考えて、そういった明文化というのを考えてもらえればということ述べて次の質問に移ります。

(2)にかほ市空き家等対策計画や空き家等の適正管理に関する条例があります。「市民等の生命、身体及び財産を保護すると共に、良好な生活環境の保全を図る」として、危険が及ぶことを防止するため、原因となっている空き家等に必要な措置を講じるとしています。しかし現状では、「所有権等の問題・民事介入の部分もあり、市だけで解決し得る問題ではない」という難題があります。危険空き家の隣家住民の精神的苦痛や危険排除の解消に向けた危険空き家対策の考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(2)番のご質問にお答えをさせていただきます。

危険空き家の隣家住民の精神的苦痛や危険排除の解消に向けた危険空き家対策の考え方についてですが、3月の定例会での議員へのお答えをさせていただいた内容の繰り返しとなりますが、周辺住宅等に被害を及ぼす恐れのある危険な空き家に対して、特定空き家の認定を行い、対応レベルをより高くする必要があると考えております。しかし、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告または命令は、それに従わない場合の罰則による科料などによる不利益処分を含むため、慎重に判断する必要があると考えております。代執行による解体を推進する方法もありますが、所有者が自ら適正な管理を行わず、安易に代執行を要望するなど、ますます増えていくことが予想されております。その解体に公金が投入されることに市民の理解が得られるかという課題、また、放っておけば市が何でもやってくれるというモラルハザードにもつながるといふふうに考えられます。

現在は、空き家周辺の市民の方々から危険除去の依頼の通報があった場合には、消防署と連携をとり、速やかに防護ネットの設置や屋根の補強など、緊急保安措置をとって危険の除去に努めています。しかし、これも一時的な措置でありますので、その空き家の管理者に対してその旨を連絡し、適正な管理を指導していきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 以前いただいた答弁と大体同じような答弁でした。やはりモラルハザードというようなことを考えた場合に、あれもこれもというのは私も分かります。ただ、緊急度をもし見た場合ですね、緊急度がある場合は、やはり一時的な措置としても地域住民、周りの住民のためにも、私は措置をした方がいいと思うんですね。私の知っているところではですね、まだ今現在もですねちょっと風が強いと瓦が、要は隙間がないところ、距離がない中の隣家があるんですね、危険空き家との距離がないところ。その屋根から落ちてきている瓦で外壁を破損したり、ガラスを割ったりというのがあるんですよ。たまたまそこを歩いていたら上から瓦が落ちて、もうちょっとしたら頭にぶつかる、そういう状況が発生している。この件に関しては、市の方に相談いつてるんですね。こういう空き家があると。でもそれは、先ほど述べられたように、市外の人で、反応無しなんですよ。じゃあその反応無しで止まったままでいいかということ、いつかはこのままいくと倒れちゃうんですよ。倒壊、もう今、何度までなってるかなって、正確に測ってないんですけども。

この前見てきたときにも、屋根の方が朽ちて、もうこれはひどい状況になっていると。だからそういった場合でも特定空き家に申請しないと、一時的な対処ってできないもんなんでしょうかね。要は、特定空き家に該当しなくても、認定しなくても、一時的にこれは緊急度が高いよというような判断で、ネット掛けやいろんな瓦を外すとか、そういう処置というのはできないもんなんでしょうか。再質問としてお願いします。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） 市長が申しましたとおり、そのような周辺の方々から危ないよというような通報があった場合には、消防署と連携しながら速やかに屋根の補強や窓をふさいだりというような緊急保安措置をとっているところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私が今述べたその危険空き家の隣の人から苦情というか相談がいけば、対処してくれるという受け止めでよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 生活環境課長。

●生活環境課長（佐々木宏和君） 今現在そのような個別の案件はちょっと分かりませんが、現場をきちんと確認して、緊急性が高い場合には速やかに対応したいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） どうもありがとうございます。じゃあまず一番に現場を確認して、それから判断をしてもらうということをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。(3)市長選挙「選挙公報」の今後取り組む重要施策に「空き家対策を含めた地区要望への細かな対応による安心のまちづくり」と掲げています。

①ここで掲げている空き家対策とはどのような対策を想定しているか。

②地区要望への細かな対応とはどのようなことか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 2番の(3)番、①番及び②番についてお答えをさせていただきます。

まず(3)番の「選挙公報」の今後取り組む重要施策に掲げている空き家対策とはどのような対策を想定しているかについてお答えをさせていただきます。

空き家対策については、前のご質問にもお答えしたように、危険な空き家への対応と空き家周辺の住民の、市民の不安除去のための緊急保安措置の実施などがありますが、さらに新たな危険な空き家の発生を抑えることも重要な施策であると感じております。

市では、空き家バンクの開設により、空き家の流通を促すなどの事業を行ってまいりましたが、今年度より市が空き家を借り上げて移住を希望する人に貸し出しする事業も実施しております。このような事業により、空き家の発生を抑えるとともに、その地域の活性化にも繋がると考えております。まずは地域の方々からの危険な空き家への対応や要望に速やかに対処し、不安除去に努めるとともに、新たな危険空き家の発生を抑制するというための施策も合わせて行っていきたいと考えております。

次に、②の地区要望への細かな対応についてであります。

地区要望は、自治会、町内会等を単位として、地域が抱えている課題などの要望事項を一括して取りまとめる対応のほか、随時に生じる事案についても、その都度受け付けて対応をしているというものであります。

令和3年度における地区要望の状況は、その総数が179件で、このうち今年度を実施したもの、または実施予定を含めた件数は100件であります。残りの79件は、国や県の管理施設を対象とする案件であるとか、国・県補助金を見込むような大規模な事業想定案件など、自治会と協議中の事案となります。

また、分野別では、道路、水路に係る建設事業関係が119件、カーブミラー・防犯街灯、ごみステーション等の交通安全保安対策衛生関係が32件、集会所などに関わるものが6件となっております。

こうした要望事項は多岐にわたり、その内容もさまざまでありますので、これらへの対応は危険性や老朽化などから緊急性を勘案し、理解を得ながら対応しているところであります。

しかし、中には先ほども申し上げましたように、国・県等の関係機関との協議や調整が必要なため、時間を要するもの、あるいは長期的視点による対応が必要となるような案件もあります。このような要望に対する個々の事項ごとの対応方針等を、年度当初の4月に、9月には地区要望として取りまとめの依頼にあわせて年度途中の進捗状況を自治会等の代表者宛に書面にてお知らせしているというところであります。

その一方で、要望事項への対応状況や顛末の把握ができなくて、市で何をしているか分からないといった声をいただくこともあります。そこで、その取り組みの一つとして、広報紙10月1日号から「市民の声をかたちに」というコーナーを新たに設け、多くの要望事項の中から、ほんの一部ではありますけれども、対応結果や顛末をお知らせする取り組みを始めております。実施状況を深く、分かりやすく市民の皆さんにお伝えしようとするものであります。

このほか担当課からの実施状況、取り組み状況等に関しての状況報告を、さらにこまめに行うことでの見える化を図っていかねばならないとも考えておるところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 地区要望で自治会からよくいわれているのが、項目をいくら並べても予算として各自治会ごとにここで全て何十件をやれるわけじゃないんで、この辺のところはやっぱり精査させていただくというふうな形なんですね。要は優先順位をつけさせてもらおうと。そうなったときにですね、やはりいろいろな緊急性を要するその地域であっても、ここの地域があともう既に5件、やったとしたらあと6件以下はもう予算の関係上、次年度になると、そういうことも今まであったみたいなんですね。だから、その辺のところの予算の取り方というのは、この辺のところから今までその予算枠オーバーでやれないというものも、今の答弁で私は安心したんですけども、それにプラス予算もですね少し多めに見て、自治会の要望に、まずは一件でも多く応えられるようになればなというふうに今の答弁聞いて思いました。

この地区要望に対してですね、こういうのももし要望したらどうかなという案件が一つあるんで、これちょっと述べさせてもらいます。

空き家が影響する迷惑事項で、空き家所有者に改善要望したことによって所有者と関係がぎくしゃくしているという事例があるんですね。その隣家の人が空き家の人に、屋根から落下したからあそこを直してよといっても、もうそれに応えてくれなくて、それ何回も同じこといったら、もう会っても返事もしない、もう逆に言う方が悪いというような目つきで見られると。そんなところで、私やっぱり泣き寝入りするしかないのかなと、どこに相談すればいいか分かんないんでというような人がいました。だから私は、その辺のところは自治会長に申し出て、いろいろな形でまず説明して、こういう状況というのを認識してもらって、市の方に伝わるようにしてもらえばというふうに言っておいたんですけども、この辺のところも地区要望に書いて出していいかなというところを再質問として伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問の中で、極めてやはり重要で、見事だなと思ったのは、やはり自治会という組織ですから、自治会長にまず問い合わせして、自治会長とともにその関係性の改善に努めるという取り組みをされているというのは、それが私は見事だなと思いました。

じゃあ自治体、市が介入できるのかというと、民事不介入です。なかなかそういうことについて、要望を出していただくのは構いませんけれども、じゃあ一緒になってけんか両成敗ということには、ちょっとそぐわないと思います。何らかの事案が発生して、それを対処しろというのなら、それは行政もできる場所ですが、両者間の私人間の係争に関して市が何らかの介入をするということは、難しいなというふうにちょっと聞いてて思いました。もしお話いただいたように、自治会の中で解決能力が発揮されて取り組まれているということについては敬意を表したいと思いますし、その上で先ほど言った緊急保安措置が必要だというような要望を出していただければ、それに対して行政は令和2年度も10件、令和3年度に入っても3件ほど緊急保安措置がとられているということですので、そういうような対応の方が現実性があるのではないかなというふうに思います。

【12番（佐々木正勝君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後0時23分 散 会